

臨時福祉給付金について

消費税率の引上げに伴う、低所得者の負担の軽減を図るため、国の全額補助事業として、臨時福祉給付金を給付します。

1 事業概要

(1) 給付対象者

- 平成 27 年 1 月 1 日時点で住民基本台帳に登録されている者のうち、
ア 27 年度市民税が課税されていない者（市町村民税が課税されている者の扶養親族等を除く。）
イ 生活保護を受けていない者

(2) 給付額

- 1 人につき 6,000 円
昨年度あった基礎年金受給者等への加算措置はなくなりました。

2 本市対象者数（推計）

約 51.5 万人

3 申請方法

(1) 申請書配付

平成 27 年 8 月から順次、対象になると思われる方に郵送

(2) 申請期間

平成 27 年 8 月から平成 28 年 2 月まで

(3) 受付方法

原則として郵送で受付（上記配付申請書に返信用封筒同封）

(4) 支給方法

平成 27 年 10 月から原則として口座振込により支給

4 コールセンターの概要

市民の方からの問合せに対応するため、専用コールセンターを 6 月 1 日から開設します。

横浜市『臨時福祉給付金』専用ダイヤル

0 1 2 0 - 3 9 1 - 3 7 0

全日 9 時～18 時（土・日・祝日・年末年始を含む）

※ 携帯電話等からの通話も可能です。

裏面あり

(1) 設置期間

平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 28 年 3 月 31 日（土）まで

(2) 通話料

無料（フリーダイヤル）

(3) 対応言語

日本語のほか、外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・スペイン語）にて対応

(4) 受付内容

制度などの一般的な問合せのほか、申請書の提出方法についても受け付けます。

5 相談窓口

(1) 設置期間

平成 27 年 8 月（配付開始の翌日）から平成 27 年 11 月 30 日（月）まで

(2) 設置か所

各区 1 か所

(3) 受付時間

平日（月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。）） 9時から 17時まで

(4) 受付内容

申請書の記載方法や申請方法などの相談を受けます。
なお、この窓口で、給付金の支給は行いません。

6 広報等

広報よこはま、新聞、交通機関の広告に掲載するほか、ホームページ、チラシの配布等を行います。

【参考】子育て世帯臨時特例給付金 制度概要

1 支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当を受給している方

2 対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

3 給付額

対象児童 1 人につき 3,000 円

4 本市の対象児童数（推計）

約 4 万 2 千 3 百人